

母子家庭、父子家庭、寡婦の方へ

家庭生活支援員を派遣します

仙台市内にお住まいの母子家庭・父子家庭・寡婦の方が、一時的に家事や育児等の日常生活でお困りの場合、ご自宅に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児を支援します。

また、小学生以下の子様を養育しているご家庭は、残業など仕事上の理由により帰宅時間が遅くなる場合、定期的にご利用いただくことができます。

◎こんな時はご相談ください！

例えば・・・

- ・ひとり親になったばかりで家事や育児の手助けをしてほしい。
- ・就職活動の間、家事や育児の手助けをしてほしい。
- ・上の子の学校行事に参加している間、下の子の保育をしてほしい。
- ・病気療養中や退院後の家事の手助けをしてほしい。
- ・冠婚葬祭時に子の面倒を見てほしい（食事の世話など）。

利用できる方

仙台市にお住まいの母子家庭・父子家庭・寡婦等の方

※定期的な利用は、児童扶養手当受給世帯と同等水準の所得であることが必要です。

支援できること

日常的な家事・育児

例) 食事の世話、掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物、乳幼児の保育、
保育園の送迎等

※日常的な家事・育児の範囲を超える場合は対象外となります。

利用できる時間帯

9:00～18:00（1時間単位）※この時間以外の場合は、ご相談ください。

利用料金（1時間あたり）

- ・生活保護受給世帯・市民税非課税世帯……無料
- ・児童扶養手当受給水準世帯……………150円
- ・その他世帯……………300円

※利用料金は直接、家庭生活支援員にお支払いください。

※利用前日17時以降のキャンセルは一律1,000円のお支払いが発生します。



(R7年12月改定版)

=利用までの流れ=====



利用登録



派遣申請



家庭生活支援員の派遣決定



家庭生活支援員の派遣



支援終了後、費用の支払い

- 家庭生活支援員の派遣には、事前の利用登録が必要です。
- できるだけ派遣希望の2週間前までにお住まいの区の区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課の窓口にお申し込みください。
(事前の利用登録が無い場合でも、緊急に家庭生活支援員の派遣が必要な時はご相談ください。)

=利用登録・派遣申請時の持参書類=====

共通

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など顔写真入りもの。無い場合は資格確認書、児童扶養手当証書など2点以上。）

利用登録時

- 個人番号がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
※ 1 仙台市職員が公簿を閲覧することに同意いただけない方はひとり親家庭等であることを証明する書類（戸籍の全部事項証明書または児童扶養手当証書の写し）
※ 2 離婚調停中などにより、戸籍上、ひとりでこどもを養育していることが証明できない場合は、別途、調停中等の事実を証明できる書類が必要です

派遣申請時

- 生活保護世帯は、生活保護受給証明書の写し
- 児童扶養手当受給世帯は、児童扶養手当証書の写し
- （定期的な利用を申請する場合は）勤務証明書
※申請時の同意書に同意いただけない方は所得額の証明書

=注意事項=====

- 家庭生活支援員の調整がつかず、ご希望に添えない場合があります。
- 原則として、1か月の利用可能な時間数の上限は20時間までになります。

=相談・申請の窓口=====

受付時間：平日の8時30分から17時00分

区役所・支所	電話番号
青葉区役所 家庭健康課	022-225-7211（代）
青葉区宮城総合支所 保健福祉課	022-392-2111（代）
宮城野区役所 家庭健康課	022-291-2111（代）
若林区役所 家庭健康課	022-282-1111（代）
太白区役所 家庭健康課	022-247-1111（代）
泉区役所 家庭健康課	022-372-3111（代）